

時間外労働に関する協定届
休日労働

労働保険番号	26 都道府県	1 所掌	07 管轄	008190 基幹番号	000 扶番号	 被一括事業場番号
	法人番号 2130001032655					

様式第9号の2（第18条第1項関係）

事業の種類		事業の名称		事業の所在地（電話番号）		協定の有効期間 【事業場外】					
派遣業		株式会社ティーエム・テックス 亀岡オフィス		(〒 621 - 0815) 京都府亀岡市古世町西内坪9番4ヴィパール2 2F		令和 7 年 3 月 11 日 ~ 令和 8 年 3 月 10 日 [年 月 日 ~ 年 月 日]					
				電話 0771 (29) 5540		延長することができる時間数					
時間外労働	① 下記②に該当しない労働者	時間外労働をさせる必要のある具体的事由	業務の種類 【事業場外】	労働者数 (満18歳以上の者)	所定労働時間 (1日) (任意)	1日		1箇月(①については45時間まで、 ②については42時間まで)		1年(①については360時間まで、 ②については320時間まで) 起算日 令和 7 年 3 月 11 日 (年月日)	
						法定労働時間を 超える時間数	所定労働時間を 超える時間数 (任意)	法定労働時間を 超える時間数	所定労働時間を 超える時間数 (任意)	法定労働時間を 超える時間数	所定労働時間を 超える時間数 (任意)
		受注の集中、労務管理	営業	8人	[時間 分]	8 時間 分	時間 分	45 時間 分	時間 分	360 時間 分	時間 分
	② 1年単位の変形労働時間制により労働する労働者	時間外労働をさせる必要のある具体的事由	業務の種類 【事業場外】	労働者数 (満18歳以上の者)	所定労働時間 (1日) (任意)	1日		1箇月(①については45時間まで、 ②については42時間まで)		1年(①については360時間まで、 ②については320時間まで) 起算日 令和 7 年 3 月 11 日 (年月日)	
						法定労働時間を 超える時間数	所定労働時間を 超える時間数 (任意)	法定労働時間を 超える時間数	所定労働時間を 超える時間数 (任意)	法定労働時間を 超える時間数	所定労働時間を 超える時間数 (任意)
		時間外労働をさせる必要のある具体的事由	業務の種類 【事業場外】	労働者数 (満18歳以上の者)	所定労働時間 (1日) (任意)	1日		1箇月(①については45時間まで、 ②については42時間まで)		1年(①については360時間まで、 ②については320時間まで) 起算日 令和 7 年 3 月 11 日 (年月日)	
						法定労働時間を 超える時間数	所定労働時間を 超える時間数 (任意)	法定労働時間を 超える時間数	所定労働時間を 超える時間数 (任意)	法定労働時間を 超える時間数	所定労働時間を 超える時間数 (任意)
休日労働	休日労働をさせる必要のある具体的事由	業務の種類 【事業場外】	労働者数 (満18歳以上の者)	所定休日 (任意)	労働させることができる 法定休日の日数		労働させることができる 法定休日における始業 及び終業の時刻				
					1か月		0 時 24 時 0 分 ~ 0 分				
	受注の集中、労務管理	営業	8人		4回						
					1か月		0 時 24 時 0 分 ~ 0 分				
	休日労働をさせる必要のある具体的事由	業務の種類 【事業場外】	労働者数 (満18歳以上の者)	所定休日 (任意)	労働させることができる 法定休日の日数		労働させることができる 法定休日における始業 及び終業の時刻				
					1か月		0 時 24 時 0 分 ~ 0 分				
	給与計算、請求書作成	事務	3人		4回						
					1か月		0 時 24 時 0 分 ~ 0 分				
上記で定める時間数にかかわらず、時間外労働及び休日労働を合算した時間数は、1箇月について100時間未満でなければならない、かつ2箇月から6箇月までを平均して80時間を超過しないこと。 (チェックボックスに要チェック)											

受付
令和7年2月21日
労働基準監督署
（チェックボックスに要チェック）

臨時的に限度時間を超えて労働させることができる場合	業務の種類 〔事業場外〕	労働者数 (満18歳以上の者)	1日 (任意)		1箇月 (時間外労働及び休日労働を合算した時間数。100時間未満に限る。)				1年 (時間外労働のみの時間数。720時間以内に限る。)		
									起算日 (年月日)	令和 7 年 3 月 11 日	
			延長することができる時間数 法定労働時間を超える時間数	所定労働時間を超える時間数 (任意)	限度時間を超えて労働させることができる回数 (6回以内に限る。)	延長することができる時間数及び休日労働の時間数 法定労働時間を超える時間数と休日労働の時間数を合算した時間数	所定労働時間を超える時間数と休日労働の時間数を合算した時間数 (任意)	限度時間を超えた労働に係る割増賃金率	延長することができる時間数 法定労働時間を超える時間数	所定労働時間を超える時間数 (任意)	限度時間を超えた労働に係る割増賃金率
一時的な受注の集中、突発的なトラブル対応	営業	6人	時間 分	時間 分	6回	80時間 0分	時間 分	25 % 60時間超は50%	720時間 0分	時間 分	25 %
請求書作成や決算など一時的な業務の集中	事務	3人	時間 分	時間 分	6回	80時間 0分	時間 分	25 % 60時間超は50%	720時間 0分	時間 分	25 %
		人	時間 分	時間 分	回	時間 分	時間 分	%	時間 分	時間 分	%
		人	時間 分	時間 分	回	時間 分	時間 分	%	時間 分	時間 分	%
		人	時間 分	時間 分	回	時間 分	時間 分	%	時間 分	時間 分	%
		人	時間 分	時間 分	回	時間 分	時間 分	%	時間 分	時間 分	%
		人	時間 分	時間 分	回	時間 分	時間 分	%	時間 分	時間 分	%
		人	時間 分	時間 分	回	時間 分	時間 分	%	時間 分	時間 分	%
		人	時間 分	時間 分	回	時間 分	時間 分	%	時間 分	時間 分	%
限度時間を超えて労働させる場合における手続		通告 労働者代表に事前通知									
限度時間を超えて労働させる労働者に対する健康及び福祉を確保するための措置	(該当する番号) ☒ ① 労働時間が一定時間を超えた労働者に医師による面接指導を実施すること。 ☐ ② 労働基準法第37条第4項に規定する時刻の間において労働させる回数を1箇月について一定回数以内とすること。 ☐ ③ 終業から始業までに一定時間以上の継続した休息時間を確保すること。 ☐ ④ 労働者の勤務状況及びその健康状態に応じて、代償休日又は特別な休暇を付与すること。 ☐ ⑤ 労働者の勤務状況及びその健康状態に応じて、健康診断を実施すること。 ☐ ⑥ 年次有給休暇についてまとまった日数連続して取得することを含めてその取得を促進すること。 ☐ ⑦ 心とからだの健康問題についての相談窓口を設置すること。 ☐ ⑧ 労働者の勤務状況及びその健康状態に配慮し、必要な場合には適切な部署に配置転換をすること。 ☒ ⑨ 必要に応じて、産業医等による助言・指導を受け、又は労働者に産業医等による保健指導を受けさせること。 ☐ ⑩ その他								(具体的内容) 対象労働者に対して医師による面接指導、保健指導を実施。		
上記で定める時間数にかかわらず、時間外労働及び休日労働を合算した時間数は、1箇月について100時間未満でなければならない、かつ2箇月から6箇月までを平均して80時間を超過しないこと。 ☒ (チェックボックスに要チェック)											

協定の成立年月日 令和 7 年 2 月 14 日

協定の当事者である労働組合（事業場の労働者の過半数で組織する労働組合）の名称

又は労働者の過半数を代表する者の 職 名 営業
氏 名 植村 優基

協定の当事者（労働者の過半数を代表する者の場合）の選出方法 （ 投票 信任投票による選出 ）

○上記協定の当事者である労働組合が事業場の全ての労働者の過半数で組織する労働組合である又は上記協定の当事者である労働者の過半数を代表する者が事業場の全ての労働者の過半数を代表する者であること。 ☒

○上記労働者の過半数を代表する者が、労働基準法第41条第2号に規定する監督又は管理の地位にある者でなく、かつ、同法に規定する協定等をする者を選出することを明らかにして実施される投票、挙手等の方法による手続により選出された者であって使用者の意向に基づき選出されたものでないこと。 ☒

令和 7 年 2 月 14 日

園部 労働基準監督署長殿

使 用 者 職 名 代表取締役
氏 名 松岡 敬太

受付
令和 7 年 2 月 21 日
園部労働基準監督署

時間外労働
休日労働に関する協定届

労働保険番号	26107008190000
法人番号	2130001032655

様式第9号の2(第16条第1項関係)

事業の種類		事業の名称		事業の所在地(電話番号)				協定の有効期間			
一般労働者派遣事業		株式会社ティーエム・テックス 亀岡オフィス		〒 621-0815 亀岡市古世町西内坪9-4 ヴィヴェールⅡ2F 電話番号： 0771-29-5540				2025年3月11日 から1年間			
時間外労働		時間外労働をさせる必要のある具体的事由	業務の種類	労働者数 (満18歳以上の者)	所定労働時間 (1日) (任意)	延長することができる時間数					
						1日	1箇月(①は45時間まで、 ②は42時間まで)	1年(①は360時間まで、②は320時間まで)			
								起算日 (年月日)	2025年3月11日		
	法定労働時間を超える時間数	所定労働時間を超える時間数 (任意)	法定労働時間を超える時間数	所定労働時間を超える時間数 (任意)	法定労働時間を超える時間数	所定労働時間を超える時間数 (任意)					
	① 下記②に該当しない労働者	受注の集中・労務管理	営業	6名		8時間		45時間		360時間	
		給与計算・請求書作成	事務	3名		8時間		45時間		360時間	
	② 1年単位の変形労働時間制により労働する労働者										
休日労働	休日労働をさせる必要のある具体的事由		業務の種類	労働者数 (満18歳以上の者)	所定休日 (任意)		労働させることができる 法定休日の日数		労働させることができる法定 休日における始業及び終業の時刻		
	受注の集中・労務管理		営業	6名			1ヶ月に4回		0:00~24:00		
	給与計算・請求書作成		事務	3名			1ヶ月に4回		0:00~24:00		
上記で定める時間数にかかわらず、時間外労働及び休日労働を合算した時間数は、1箇月について100時間未満でなければならず、かつ2箇月から6箇月までを平均して80時間を超過しないこと。											

☒ (チェックボックスに要チェック)

受付
令和 7 年 2 月 21 日
園部労働基準監督署

時間外労働
に関する協定届 (特別条項)
休日労働

様式第9号の2(第16条第1項関係)

臨時的に限度時間を超えて労働させることができる場合	業務の種類	労働者数 (満18歳以上の者)	1日 (任意)		1箇月(時間外労働及び休日労働を合算した時間数。100時間未満に限る。)		1年(時間外労働のみの時間数。720時間以内に限る。)	
			延長することができる時間数	1日 (任意)	延長することができる時間数及び休日労働の時間数	延長することができる時間数	起算日 (年・月・日)	2025年3月11日
			法定労働時間を超える時間数	所定労働時間を超える時間数	法定労働時間を超える時間数	所定労働時間を超える時間数	法定労働時間を超える時間数	所定労働時間を超える時間数
一時的な受注の集中、突発的なトラブルや送迎対応	営業	6名	8時間	6回	80時間	25%(60時間超50%)	720時間	25%
請求書作成や決算など一時的な業務の集中	事務	3名	8時間	6回	80時間	25%(60時間超50%)	720時間	25%
限度時間を超えて労働させる場合における手続	労働者代表への通知							
限度時間を超えて労働させる労働者に対する健康及び福祉を確保するための措置	(該当する番号) ①、④ (具体的な内容) 対象労働者に対して産業医による面接指導、保険指導を実施。							
上記の措置が労働者の健康及び福祉を確保しないこと。	☒ (チェックボックスに要チェック)							

2025年2月14日

令和7年2月21日
労働基準監督署

労働組合(事業場の労働者の過半数で組織する労働組合)の名称又は労働者の過半数を代表する者の
(信任投票による選出)

職名 営業 植村 俊基

労働者の過半数を代表する者の場合)の選出方法

(信任投票による選出)

労働者の過半数を代表する者の場合)の選出方法

☒

(チェックボックスに要チェック)

☒

(チェックボックスに要チェック)

☒

2025年2月14日

使用者
代表取締役
職名 代表取締役
氏名 松岡 敬太



労働基準監督署長殿

時間外労働に関する協定届
休日労働

労働保険番号	26 都道府県	1 所掌	07 管轄	008190 基幹番号	000 扶番号	 被一括事業場番号
	法人番号 2130001032655					

様式第9号の2（第18条第1項関係）

事業の種類		事業の名称		事業の所在地（電話番号）		協定の有効期間 【事業場外】					
派遣業		株式会社ティーエム・テックス スタッフ事業部 亀岡オフィス		(〒 621 - 0815) 京都府亀岡市古世町西内坪9番4ヴィパール2 2F		令和 7 年 3 月 11 日 ~ 令和 8 年 3 月 10 日 [年 月 日 ~ 年 月 日]					
				電話 0771 (29) 5540		[年 月 日 ~ 年 月 日]					
時間外労働	① 下記②に該当しない労働者	時間外労働をさせる必要のある具体的事由	業務の種類 【事業場外】	労働者数 (満18歳以上の者)	所定労働時間 (1日) (任意)	延長することができる時間数					
						1日	1箇月(①については45時間まで、 ②については42時間まで)		1年(①については360時間まで、 ②については320時間まで)		
						法定労働時間を 超える時間数	所定労働時間を 超える時間数 (任意)	法定労働時間を 超える時間数	所定労働時間を 超える時間数 (任意)	法定労働時間を 超える時間数	所定労働時間を 超える時間数 (任意)
	② 1年単位の変形労働時間制により労働する労働者	時間外労働をさせる必要のある具体的事由	業務の種類 【事業場外】	労働者数 (満18歳以上の者)	所定労働時間 (1日) (任意)						
		時間外労働をさせる必要のある具体的事由	業務の種類 【事業場外】	労働者数 (満18歳以上の者)	所定労働時間 (1日) (任意)						
休日労働	休日労働をさせる必要のある具体的事由	業務の種類 【事業場外】	労働者数 (満18歳以上の者)	所定休日 (任意)	労働させることができる 法定休日の日数		労働させることができる 法定休日における始業 及び終業の時刻				

受付
令和7年2月21日
京都府労働基準監督署
(チェックボックスに要チェック)

臨時的に限度時間を超えて労働させることができる場合	業務の種類 〔事業場外〕	労働者数 （満18歳以上の者）	1日 （任意）		1箇月 （時間外労働及び休日労働を合算した時間数。100時間未満に限る。）			1年 （時間外労働のみの時間数。720時間以内に限る。）			
								起算日 （年月日）	令和 7 年 3 月 11 日		
			延長することができる時間数 法定労働時間を 超える時間数	所定労働時間を 超える時間数 （任意）	限度時間を超えて労働させることができる回数 （6回以内に限る。）	延長することができる時間数 及び休日労働の時間数 法定労働時間と休日労働の時間数を合算した時間数	所定労働時間を超える時間数と休日労働の時間数を合算した時間数 （任意）	限度時間を超えた労働に係る割増賃金率	延長することができる時間数 法定労働時間を 超える時間数	所定労働時間を 超える時間数 （任意）	限度時間を超えた労働に係る割増賃金率
一時的な受注、納期への集中、突発的なトラブル対応	一般事務職・物の製造業務	198 人	8 時間 0 分	時間 分	6 回	80 時間 0 分	時間 分	25 % 60時間超は50%	720 時間 0 分	時間 分	25 %
		人	時間 分	時間 分	回	時間 分	時間 分	%	時間 分	時間 分	%
		人	時間 分	時間 分	回	時間 分	時間 分	%	時間 分	時間 分	%
		人	時間 分	時間 分	回	時間 分	時間 分	%	時間 分	時間 分	%
		人	時間 分	時間 分	回	時間 分	時間 分	%	時間 分	時間 分	%
		人	時間 分	時間 分	回	時間 分	時間 分	%	時間 分	時間 分	%
		人	時間 分	時間 分	回	時間 分	時間 分	%	時間 分	時間 分	%
		人	時間 分	時間 分	回	時間 分	時間 分	%	時間 分	時間 分	%
		人	時間 分	時間 分	回	時間 分	時間 分	%	時間 分	時間 分	%
限度時間を超えて労働させる場合における手続		通告 労働者代表に事前通知									
限度時間を超えて労働させる労働者に対する健康及び福祉を確保するための措置		（該当する番号） ① 労働時間が一定時間を超えた労働者に医師による面接指導を実施すること。 ② 労働基準法第37条第4項に規定する時刻の間において労働させる回数を1箇月について一定回数以内とすること。 ③ 終業から始業までに一定時間以上の継続した休息時間を確保すること。 ④ 労働者の勤務状況及びその健康状態に応じて、代償休日又は特別な休暇を付与すること。 ⑤ 労働者の勤務状況及びその健康状態に応じて、健康診断を実施すること。 ⑥ 年次有給休暇についてまとまった日数連続して取得することを含めてその取得を促進すること。 ⑦ 心とからだの健康問題についての相談窓口を設置すること。 ⑧ 労働者の勤務状況及びその健康状態に配慮し、必要な場合には適切な部署に配置転換をすること。 ⑨ 必要に応じて、産業医等による助言・指導を受け、又は労働者に産業医等による保健指導を受けさせること。 ⑩ その他							（具体的内容） 対象労働者に対して医師による面接指導、保健指導を実施。		
上記で定める時間数にかかわらず、時間外労働及び休日労働を合算した時間数は、1箇月について100時間未満でなければならない、かつ2箇月から6箇月までを平均して80時間を超過しないこと。 (チェックボックスに要チェック)											

協定の成立年月日 令和 7 年 2 月 14 日

協定の当事者である労働組合（事業場の労働者の過半数で組織する労働組合）の名称
又は労働者の過半数を代表する者の 職 名 宮業
氏 名 植村 優基

協定の当事者（労働者の過半数を代表する者の場合）の選出方法 （ 投票 信任投票による選出 ）

○上記協定の当事者である労働組合が事業場の全ての労働者の過半数で組織する労働組合である又は上記協定の当事者である労働者の過半数を代表する者が事業場の全ての労働者の過半数を代表する者であること。 ☒

○上記労働者の過半数を代表する者が、労働基準法第41条第2号に規定する監督又は管理の地位にある者でなく、かつ、同法に規定する協定等をする者を選出することを明らかにして実施される投票、挙手等の方法による手続により選出された者であって使用者の意向に基づき選出されたものでないこと。 ☒

令和 7 年 2 月 14 日

使 用 者 職 名 代表取締役
氏 名 松岡 敬太

園部 労働基準監督署長殿

受 付
令和 7 年 2 月 21 日
園部労働基準監督署

時間外労働
休日労働に関する協定届

労働保険番号	26107008190000
法人番号	2130001032655

様式第9号の2(第16条第1項関係)

事業の種類		事業の名称		事業の所在地(電話番号)				協定の有効期間			
製造業		株式会社ティーエム・テックス スタッフ事業部 亀岡オフィス		〒 621-0815 亀岡市古世町西内坪9-4 ヴィヴェールⅡ2F 電話番号： 0771-29-5540				2025年3月11日 から1年間			
時間外労働		時間外労働をさせる必要のある具体的事由	業務の種類	労働者数 (満18歳以上の者)	所定労働時間 (1日) (任意)	延長することができる時間数					
						1日	1箇月(①は45時間まで、 ②は42時間まで)	1年(①は360時間まで、②は320時間まで)			
								起算日 (年月日)	2025年3月11日		
	法定労働時間を超える時間数	所定労働時間を超える時間数 (任意)	法定労働時間を超える時間数	所定労働時間を超える時間数 (任意)	法定労働時間を超える時間数	所定労働時間を超える時間数 (任意)					
	① 下記②に該当しない労働者	派遣先企業における納期等の対応	一般事務職・物の製造業務	198名		8時間		45時間		360時間	
② 1年単位の変形労働時間制により労働する労働者											
休日労働	休日労働をさせる必要のある具体的事由		業務の種類	労働者数 (満18歳以上の者)	所定休日 (任意)		労働させることができる 法定休日の日数		労働させることができる法定 休日における始業及び終業の時刻		
	派遣先企業における納期等の対応		一般事務職・物の製造業務	198名			1ヶ月に4回		0:00~24:00		
上記で定める時間数にかかわらず、時間外労働及び休日労働を合算した時間数は、1箇月について100時間未満でなければならず、かつ2箇月から6箇月までを平均して80時間を超過しないこと。										☒	(チェックボックスに要チェック)

受付
令和 7 年 2 月 21 日
園部労働基準監督署

時間外労働
に関する協定届 (特別条項)
休日労働

様式第9号の2(第16条第1項関係)

一時的な受注、納期の集中・突発的なトラブル 対応	業務の種類 一般事務職・物の製造業務	労働者数 (満18歳以上の者)	1日 (任意)	1箇月(時間外労働及び休日労働を合算した時間数。 100時間未満に限る。)			1年(時間外労働のみの時間数。720時間 以内に限る。)			
			延長することができる時間数	限度時間を 超過して 労働させる ことができる 回数(6回以 内に限る。)	延長することができる時間数及び 休日労働の時間数	限度時間を 超過した労働に 係る増賃金率	延長することができる時間数	2025年3月11日		
			法定労働時間を超える時間数 (任意)	法定労働時間を超え る時間数と休日労働の時間 数を合算した時間数 (任意)	法定労働時間を超え る時間数と休日労働の時間 数を合算した時間数 (任意)	限度時間を 超過した労働に 係る増賃金率	法定労働時間を超え る時間数 (任意)	限度時間を 超過した労働に 係る増賃金率		
			8時間	6回	80時間	25%(60時間 超50%)	720時間	25%		
限度時間を 超過して労働させる場合における 手続	労働者代表への通知									
限度時間を 超過して労働させる労働者に対する 健康及び福祉を確保するための措置	(該当する番号) ①、④	(具体的内容) 対象労働者に対して産業医による面接指導、保険指導を実施。								
上記で定める時間数にかかわらず、時間外労働及び休日労働を合算した時間数は、1箇月について100時間未満でなければならず、かつ2箇月から6箇月までを平均して80時間を超えないこと。 (チェックボックスに要チェック)										

協定の成立年月日 2025年2月14日



協定の当事者である労働組合(事業場の労働者の過半数で組織する労働組合)の名称又は労働者の過半数を代表する者の
職名 営業 氏名 榎村 優花

(信任投票による選出)

協定の当事者(労働者の過半数を代表する者の場合)の選出方法

(チェックボックスに要チェック)

(チェックボックスに要チェック)

2025年2月14日

使用者 代表取締役

氏名 松岡 敬太



労働基準監督署 受付 2025年2月21日

労働基準監督署長殿

労働保険番号	26 都道府県	1 所掌	07 管轄	008190 基幹番号	000 枝番号	 被一括事業場番号
法人番号	2130001032655					

事業の種類		事業の種類		事業の所在地（電話番号）		協定の有効期間					
派遣業		(株) ティーエム・テックス スタッフ事業部亀岡オフィス（太陽機械工業（株）内）		(〒 621 - 0815) 京都府亀岡市古世町西内坪9番4ヴィパール2 2F		[事業場外]					
				電話 0771 (29) 5540		令和 7 年 4 月 1 日 ~ 令和 8 年 3 月 31 日 [年 月 日 ~ 年 月 日]					
時間外労働	④ 下記④に該当しない労働者	時間外労働をさせる必要のある具体的事由	業務の種類 [事業場外]	労働者数 (満18歳以上の者)	所定労働時間 (1日) (任意)	延長することができる時間数					
						1日	1箇月(⑤については45時間まで、⑥については42時間まで)		1年(⑦については360時間まで、⑧については320時間まで)		
						法定労働時間を超える時間数	所定労働時間を超える時間数 (任意)	法定労働時間を超える時間数	所定労働時間を超える時間数 (任意)	法定労働時間を超える時間数	所定労働時間を超える時間数 (任意)
	⑤ 1年単位の変形労働時間制により労働する労働者										
休日労働	休日労働をさせる必要のある具体的事由	業務の種類 [事業場外]	労働者数 (満18歳以上の者)	所定休日 (任意)		労働させることができる法定休日の日数		労働させることができる法定休日における始業及び終業の時刻			

受付

上記で定める時間数にかかわらず、時間外労働及び休日労働を合算した時間数は、1箇月について100時間未満でなければならず、かつ2箇月から6箇月までを平均して80時間を超過しないこと。令和7年3月6日
(チェックボックスにチェック) 労働部労働基準監督署

臨時的に限度時間を超えて労働させることができる場合	業務の種類 〔事業場外〕	労働者数 (満18歳以上の者)	1日 (任意)		1箇月 (時間外労働及び休日労働を合算した時間数。100時間未満に限る。)				1年 (時間外労働のみの時間数。 720時間以内に限る。)		
									起算日 (年月日)	令和 7 年 4 月 1 日	
			延長することができる時間数 法定労働時間を 超える時間数	所定労働時間を 超える時間数 (任意)	限度時間を超えて労働させることができる回数 (6回以内に限る。)	延長することができる時間数 及び休日労働の時間数 法定労働時間を超える時間数と休日労働の時間数を合算した時間数	所定労働時間を超える時間数と休日労働の時間数を合算した時間数 (任意)	限度時間を超えた労働に係る割増賃金率	延長することができる時間数 法定労働時間を 超える時間数	所定労働時間を 超える時間数 (任意)	限度時間を超えた労働に係る割増賃金率
一時的な受注、納期の集中・突発的なトラブル対応	物の製造業務	5人	8時間 0分	時間 分	6回	80時間 0分	時間 分	25% (80時間超50%)	672時間 0分	時間 分	25%
		人	時間 分	時間 分	回	時間 分	時間 分	%	時間 分	時間 分	%
		人	時間 分	時間 分	回	時間 分	時間 分	%	時間 分	時間 分	%
		人	時間 分	時間 分	回	時間 分	時間 分	%	時間 分	時間 分	%
		人	時間 分	時間 分	回	時間 分	時間 分	%	時間 分	時間 分	%
		人	時間 分	時間 分	回	時間 分	時間 分	%	時間 分	時間 分	%
		人	時間 分	時間 分	回	時間 分	時間 分	%	時間 分	時間 分	%
		人	時間 分	時間 分	回	時間 分	時間 分	%	時間 分	時間 分	%
限度時間を超えて労働させる場合における手続		通告 労働者代表に事前通知									
限度時間を超えて労働させる労働者に対する健康及び福祉を確保するための措置		(該当する番号) ① 労働時間が一定時間を超えた労働者に医師による面接指導を実施すること。 ② 労働基準法第37条第4項に規定する時刻の間において労働させる回数を1箇月について一定回数以内とすること。 ③ 終業から始業までに一定時間以上の継続した休息時間を確保すること。 ④ 労働者の勤務状況及びその健康状態に応じて、代償休日又は特別な休暇を付与すること。 ⑤ 労働者の勤務状況及びその健康状態に応じて、健康診断を実施すること。 ⑥ 年次有給休暇についてまとまった日数連続して取得することを含めてその取得を促進すること。 ⑦ 心とからだの健康問題についての相談窓口を設置すること。 ⑧ 労働者の勤務状況及びその健康状態に配慮し、必要な場合には適切な部署に配置転換をすること。 ⑨ 必要に応じて、産業医等による助言・指導を受け、又は労働者に産業医等による保健指導を受けさせること。 ⑩ その他							(具体的内容) 対象労働者に対して医師による面接指導、保健指導を実施。		
上記で定める時間数にかかわらず、時間外労働及び休日労働を合算した時間数は、1箇月について100時間未満でなければならない、かつ2箇月から6箇月までを平均して80時間を超過しないこと。 (チェックボックスに要チェック)											

協定の成立年月日 令和 7 年 3 月 5 日

協定の当事者である労働組合（事業場の労働者の過半数で組織する労働組合）の名称
又は労働者の過半数を代表する者の 職 名 従業員
氏 名 植村 優基

協定の当事者（労働者の過半数を代表する者の場合）の選出方法 （ 投票 信任投票による選出 ）

○上記協定の当事者である労働組合が事業場の全ての労働者の過半数で組織する労働組合である又は上記協定の当事者である労働者の過半数を代表する者が事業場の全ての労働者の過半数を代表する者であること。 ☒

○上記労働者の過半数を代表する者が、労働基準法第41条第2号に規定する監督又は管理の地位にある者でなく、かつ、同法に規定する協定等をする者を選出することを明らかにして実施される投票、挙手等の方法による手続により選出された者であって使用者の意向に基づき選出されたものでないこと。 ☒

令和 7 年 3 月 5 日

使 用 者 職 名 代表取締役
氏 名 松岡 敬太

園部 労働基準監督署長殿

受 付
令和 7 年 3 月 6 日
園部労働基準監督署